

# 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した 鉄道施設に係る課税標準の特例措置

対象税目：固定資産税（地方税）

## ① 措置を講じる 背景・課題 (政策目的)

- 令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震においては、これまで集中的に対策を進めてきた「せん断破壊」とは異なる「曲げせん断破壊」がラーメン橋台に生じ、軌道沈下等の大きな損傷が発生した。
- 損傷メカニズムを検証した結果、首都直下地震・南海トラフ地震が発生した場合、ラーメン橋台に同様の破壊が多く発生し、甚大な被害が生じる恐れが判明した。このため、ラーメン橋台の「曲げせん断破壊」を防止する耐震対策を緊急的に進めることで、首都直下地震・南海トラフ地震等に備え、鉄道利用者の安全確保等を図ることが求められている。

## 当該措置の政策体系 における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置付け
  - ・ 政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保
  - ・ 施策目標：14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
  - ・ 業績指標：50 重い桁荷重を支えるラーメン橋台（約1,100か所）の耐震化率（新幹線鉄道以外）
- 第1次国土強靱化実施中期計画  
第4章 推進が特に必要となる施策  
1 施策の内容  
（2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化  
2）南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策等の推進  
① 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化  
推進施策45 鉄道施設の耐震対策

根拠条文：地方税法附則第15条第25項  
創設年度：平成25年度（令和5年度に現行の適用対象施設へ見直し）  
適用期限：令和9年3月31日  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

## ② 現行制度の概要

- 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、曲げせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得した「片道断面輸送量1日1万人以上の線区における鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けて取得したラーメン橋台」について、取得後5年間、課税標準を2/3に軽減する。

## 減収額

年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	0.82	0.42

（出所）「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に算出

③ アクティビティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備の耐震化は、その進展が直接的に事業収益の増加に寄与するものではなく、また、各事業者の投資制約から、市場環境に委ねた場合には一定の時間を要するおそれがある。</li> <li>○ 本特例措置により、設備を保有・維持することに伴い生じる負担を軽減することで、鉄道事業者等による耐震対策の速やかな実施を促す。</li> </ul>		
④ アウトプット	年度	令和5年度	令和6年度
	件数	28	20
	適用額（億円）	58.35	29.93

（出所）件数は鉄道局調べ（速報値）、適用額（課税標準）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による

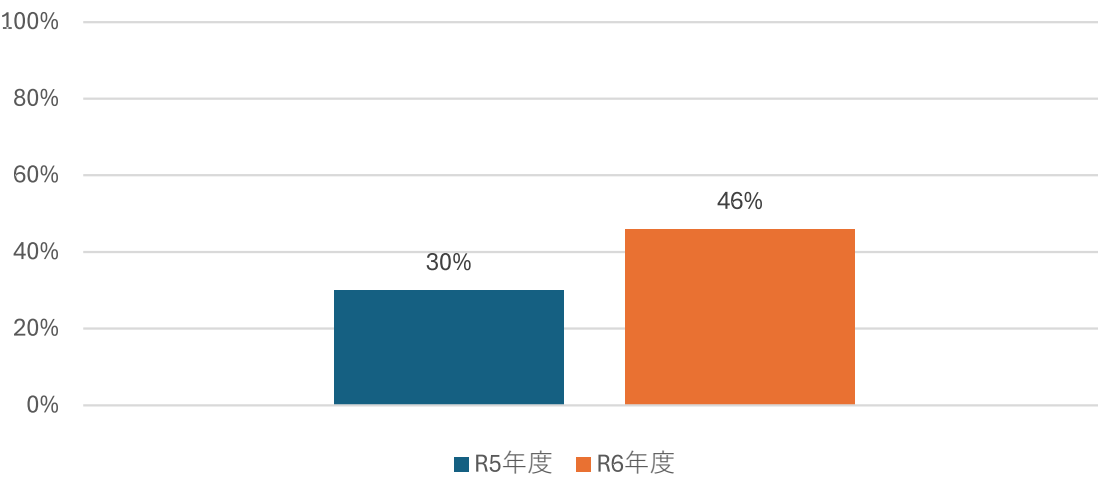
# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置により、鉄道事業者等によるラーメン橋台の耐震対策の着手に要する実施計画の作成が図られる。
⑤ 短期アウトカム	○ 鉄道事業者等によるラーメン橋台の地震対策の着手に要する実施計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>指標：特例措置の対象事業者のうち、対策に当たって実施計画を作成した鉄道事業者等の割合</li> <li>目標値：25%以上</li> <li>対象期間：令和5～6年度</li> </ul>
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 鉄道事業者等による実施計画の作成が進むことにより、ラーメン橋台の耐震対策の進捗が図られる。
⑥ 中期アウトカム	○ 鉄道事業者等によるラーメン橋台の耐震対策を進めることにより鉄道の耐災害性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>指標：首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、在来線の片道断面輸送量1日1万人以上の路線に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレストコンクリート桁を支えるラーメン橋台の耐震化率</li> <li>目標値：26% → 100%（第1次国土強靱化実施中期計画における目標値）</li> <li>対象期間：令和5年度 → 令和9年度</li> </ul>
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 鉄道事業者等によるラーメン橋台の耐震対策を進むことにより、地震に起因した鉄道運転事故の防止が図られる。
⑦ 長期アウトカム	○ 地震に起因して高架橋が損傷を受けたことによる鉄道事業者等の運転事故件数0件の維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>指標：地震に起因して高架橋が損傷を受けたことによる鉄道事業者等の運転事故の件数</li> <li>目標値：0件</li> <li>対象期間：各年度（令和5年度以降）</li> </ul>

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
特例措置の対象事業者のうち、対策に当たって実施計画書を作成した事業者の割合（国土交通省鉄道局調べ）	対策の実施に当たっては実施計画を策定することが必要であり、税制特例が対象とする対策への取組状況を年度ごとに把握できるため。
第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた指標（推進施策45 鉄道施設の耐震対策）	
運転事故の件数（鉄道事故等報告規則及び軌道事故等報告規則）	
分析手法：時系列分析 選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置を受けて鉄道事業者等が行った設備投資行動が、耐震化率の向上に寄与しているかを検証することが可能であるため。	

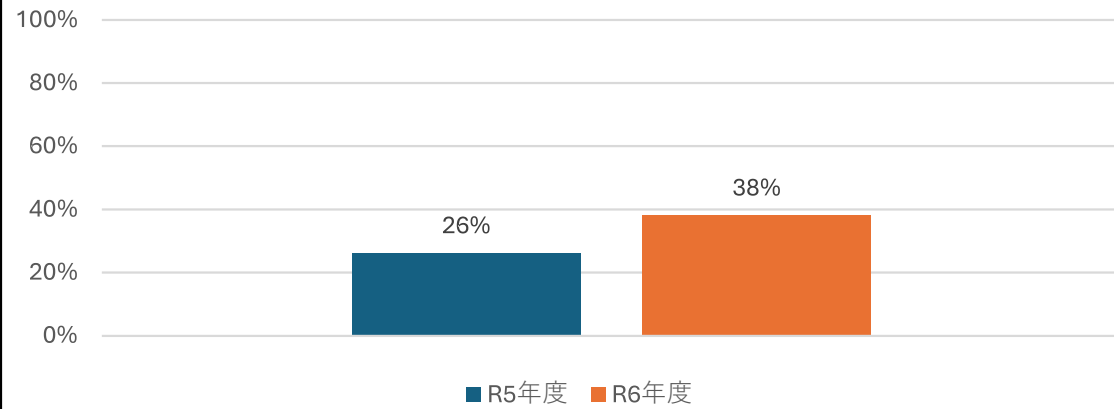
## 短期アウトカム

実施計画を作成した鉄道事業者等の割合



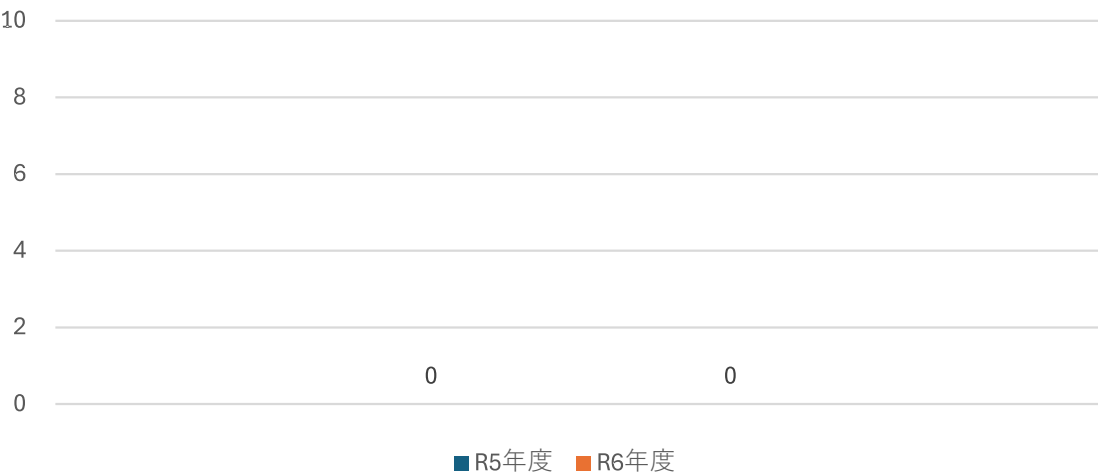
## 中期アウトカム

桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるラーメン橋台の耐震化率



## 長期アウトカム

地震に起因した鉄道事業者等の運転事故の件数



# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 特例措置の対象事業者のうち、対策に当たって実施計画を作成した鉄道事業者等の割合は令和5年度末時点で30%、令和6年度末時点で46%であり、目標は達成されている。	○ 在来線の片道断面輸送量1日1万人以上の路線に存する、ラーメン橋台の耐震化率は、令和5年度末時点で26%、令和6年度末時点で38%となっている。 ○ 引き続き、中長期的な検証が必要である。	○ 地震に起因して高架橋が損傷を受けたことによる鉄道運転事故の件数は、令和5・6年度ともに0件であり、現状、目標とする状態が維持されている。 ○ 引き続き、中長期的な検証が必要である。
② 達成できていない場合の要因	短期 -	中期 -	長期 -
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本特例措置の活用により、ラーメン橋台の耐震化に係る計画策定や投資行為が実際に進んでいることが確認できる。本特例措置は、事業者へのアンケート調査において、特例措置が対策を実施することの後押しとなったとの回答があることも踏まえると、耐震化されたラーメン橋台の保有に伴う恒常的な費用を軽減することで、鉄道事業者等の財政的制約を改善させ、投資判断を行いやすくするという直接的な効果が認められる。</li> <li>○ なお、本特例措置の対象となり得る鉄道事業者等に広く利用されており、特定の者への偏り等は認められない。</li> </ul>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助制度は、耐震対策のための初期投資の負担を軽減するものであり、本特例措置は、施設を整備した後に増大する固定資産税を減額することにより、ランニングコストの負担軽減を図るものである。鉄道施設の耐震対策には、初期投資だけではなく施設の維持管理にも費用がかかるため、補助制度により施設の取得に係る負担を軽減するとともに、本特例措置を通じて維持管理に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要であることから、政策の達成のための手段として妥当である。</li> <li>○ 本特例措置は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能であるため、一定の期間にわたって適用を受けることへの予見可能性が高く、鉄道事業者等による耐震対策を促進する手段として相当である。</li> <li>○ 本特例措置は、少数の特定地域のみで活用が想定されるものではない。また、本税制措置によって促進される安全投資の効果は、鉄道事業者等の事業運営にとどまらず、安全・安定した旅客・貨物の輸送・運送を通じて公共的利益として広く波及する。このため、負担軽減措置により措置すべきものとして妥当である。</li> </ul>		
⑤ 見直しの方向性	○ 政策効果が認められることから、今後の各事業者における耐震対策事業の進捗状況等も踏まえつつ、現行措置の継続を含めて検討する。		

主担当部局 : 国土交通省鉄道局施設課  
 共管担当部局 : 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付